

令和元年8月の前線に伴う大雨による災害にかかる 災害救助法の適用について

FWD富士生命保険株式会社

このたびの令和元年8月の前線に伴う大雨による災害にかかる被害を受けられました皆さまに、心よりお見舞い申し上げます。
一日も早く復旧されますことを、お祈り申し上げます。

弊社では、災害救助法適用地域で被害を受けられたお客さまからお申し出をいただいた場合、特別のお取扱いを実施いたします。

1. 保険料払込猶予期限の延長
お申し出により、保険料の払込の猶予期限を最長6ヶ月間延長します。
2. 保険金・給付金・契約者貸付金等の簡易迅速なお支払い
お申し出により、必要書類を一部省略あるいは簡素な取扱いなどにより迅速なお支払いに努めます。

■災害救助法の適用状況

法適用日	適用地域	
2019年8月28日 【第1報】	佐賀県	佐賀市(さがし) 唐津市(からつし) 鳥栖市(とすし) 多久市(たくし) 伊万里市(いまりし) 武雄市(たけおし) 鹿島市(かしまし) 小城市(おぎし) 嬉野市(うれしのし) 神埼市(かんざきし) 神埼郡吉野ヶ里町(かんざきぐんよしのがりちょう) 三養基郡基山町(みやきぐんきやまちょう) 三養基郡上峰町(みやきぐんかみみねちょう) 三養基郡みやき町(みやきぐんみやきちょう) 東松浦郡玄海町(ひがしまつうらぐんげんかいちょう) 西松浦郡有田町(にしまつうらぐんありたちょう) 杵島郡大町町(きしまぐんおおまちちょう) 杵島郡江北町(きしまぐんこうほくまち) 杵島郡白石町(きしまぐんしろいしちょう)

		藤津郡太良町（ふじつぐんたらちょう）
--	--	--------------------

以上

お問合せは、FWD富士生命 総合サービスセンターにて承っております。

総合サービスセンター
0120-211-901 (通話料無料)
※携帯電話・PHSからもご利用いただけます。
※受付時間 平日9:00～18:00
(土・日・祝日・年末年始を除く)

LC法第16-253号(1)